

新上五島町若者定住促進事業補助金 Q&A

Q 1 : 平成28年4月1日以前の契約でも、完成が4月1日以降であれば、対象になりますか？

A: 契約締結日が基準になります。従って契約締結日が平成28年4月1日以降でなければ、対象になりません。

Q 2 : 家の増改築（リフォーム）は、対象になりますか？

A: 対象になりません。

Q 3 : リフォーム済みの中古住宅を購入した場合は、補助の対象になりますか？

A: 中古住宅の購入の場合は補助対象とします。ただし、購入後に行なった増改築に要する費用は対象外です。

Q 4 : 土地付きの中古住宅を購入し、建替えを行ないます。両方の費用を対象にできますか？

A: 中古住宅の購入か、建替えのいずれかの費用しか対象にはなりません。

Q 5 : 町内のアパートに住んでいます。町内に住宅を新築しようと思うのですが、対象になりますか？

A: 転居を伴い、他の条件を満たしていれば対象になります。

Q 6 : 町外に住んでいますが、町内に住む両親と同一の敷地内に家を建てたい（建替え含む）と考えています。補助の対象になりますか？

A: 転入を伴うと考えられますので、他の条件を満たしていれば対象になります。ただし、リフォームの場合は対象となりません。

Q 7 : 店舗との併用住宅の場合でも、補助対象になりますか？

A: 居住部分は対象になります。ただし、居住部分には、玄関、居室、便所、浴室、及び台所を備える必要があります。また、補助金については、居住部分の面積で按分した額で補助金の算定を行ないます。

Q 8 : アパートを建設し、その一室に居住します。対象になりますか？

A: 対象にはなりません。今回の補助金は一戸建て住宅を対象としています。

Q 9 : 親と共有名義で住宅を購入しました。私の持分は 1/2ですが、対象になりますか？

A: 持分が1/2以上あり、その他の条件を満たしていれば、対象になります。ただし、持分が1/2ずつで、2名による共有の場合は、どちらか一方しか申請できません。

Q10：妻と共有名義で住宅を購入しました。持分は1/2ずつです。私は40歳を超えています
が、妻は40歳以下です。申請できますか？

A：年齢要件以外の条件も満たしていれば、奥様が申請人となって、申請することが可能です。

Q11：住宅ローンを組んで購入したため、銀行の抵当権が設定されています。対象になりますか？

A：対象になります。

Q12：現在、家を新築中ですが、完成時期には、41歳になります。対象になりますか？

A：申請した日において40歳以下であれば対象になります。

Q13：親族から住宅を購入しましたが、対象になりますか？

A：二親等以内の親族から購入したものでなければ対象となります。

Q14：住宅を新築する業者は町外の業者でもいいですか？

A：新築及び建替えをする業者は町内の業者が要件となっていますので、町外の業者で新築
及び建替えをする場合は対象になりません。

Q15：町内に住宅を所有しています。新たに新築して転居する場合は対象になりますか？

A：町内に所有する住宅がないことが要件となっていますので、対象になりません。

Q16：公共移転補償とはなんですか？

A：住宅などが公共工事にかかり、立退きをし、移転補償金で建築等をする場合は対象となり
ません。

Q17：私の持分は1/2ですが、補助対象経費も1/2になるのでしょうか？

A：申請者は、持分が1/2以上の方1名に限られますが、補助対象経費は、按分することはい
りません。(例：Q9、Q10、Q38)

Q18：土地の購入代金は補助対象経費となりますか？

A：住宅の購入の場合は補助対象経費となります。土地のみの購入は対象になりません。た
だし、町が所有する分譲地の土地を取得し住宅を新築する方は分譲地加算があります。

Q19：土地を購入して、住宅を新築しました。土地の名義は親で、住宅は、親と私で1/2ずつ
です。補助対象経費に、土地の購入費用を含むことができますか？

A：できません。ただし、町が所有する分譲地の土地を取得し住宅を新築する方は分譲地加
算があります。

Q20：土地が他人名義でも対象になりますか？

A：申請者本人が住宅を取得し、生活の基盤を町内において居住してもらうことが定住につながることから対象とします。例えば、息子世帯がUターンし、親の土地に住宅を新築した場合も対象となります。あくまでも住宅取得による定住促進が目的です。

Q21：世帯構成が変わった場合に、変更を届け出る必要はありますか？

A：変更があった場合は申し出てください。

Q22：世帯内で、転入日が異なります。交付申請書に記載する日付は、いつ時点のものを記載すればよいですか？

A：最も遅かった方の転入・転居日としてください。また、居住開始日も同様です。

Q23：将来、両親と一緒に住もうと考えています。申請書に記載しておく必要はありますか？

A：必要ありません。申請時点での世帯構成員を記載してください。

Q24：同一世帯の中に、課税されていない者がいる場合は、納税証明書は必要ありませんか？

A：納税証明書の代わりに非課税証明書(課税されていないことを証明する書類)を提出してください。

Q25：国、県又は本町の他の補助金とはどのようなものですか？

A：住宅取得(新築、購入、建替え)に係る国、県又は本町の補助金です。合併処理浄化槽の設置の補助金は補助の対象となる費用から控除しません。

Q26：申請時に、他の補助金の額が確定していない場合は、どのようにすればよいのですか？

A：申請時には、申請額が分かる書類を添付してください。確定後に補助金の確定額が分かる書類を提出してください。

Q27：この補助金以外の補助金の額が確定していない状態で申請した場合でも、交付決定はされるのですか？

A：申請を受理し、内容を審査して交付決定まで行いますが、確定額がわかった時点で変更承認申請書を提出していただき、変更交付決定を行いません。

Q28：補助金の振込先口座を、申請人の名義以外の口座にすることはできますか？

A：できません。

Q29：同意書が必要な場合とは、どのようなときですか。

A：申請書の世帯構成員の欄に記載される方以外に、その住宅に対して、補助の要件を満たしている方がいる場合に、その方の同意書(様式任意)が必要です。

Q30：郵送による申請や代理人による申請はできますか？

A：業者等による申請も含めて可能です。ただし、同一世帯以外の方が代理で申請書類や請求書を提出する場合は、委任状(様式任意)を添付してください。

Q31：不交付決定とは、どのような場合にされるのですか？

A：補助の対象とならない場合や、申請内容に偽りや不正などが発見された場合などです。

Q32：交付請求書は、いつ提出すればいいのですか？

A：町から「交付確定通知書」が届いた後に、速やかに提出してください。

Q33：交付請求書を提出してから、実際に交付されるまで、どの程度の期間がかかりますか？

A：通常であれば、1ヶ月程度で交付できると考えています。ただし、予算が不足する場合には、交付をお待ちいただくこともあります。

Q34：補助金を現金で受け取ることはできますか？

A：指定口座への振込のみの交付となります。

Q35：補助金の代理受領はできますか？

A：できません。

Q36：10年以内に転居又は転出した場合の返還金は？

A：受領した補助金の全額を返還していただくことになります。

Q37：申請の受付はいつからできますか？

A：平成28年4月1日から受付を開始します。

Q38：妻と共有名義で住宅を購入しました。持分は1/2ずつです。私は公務員ですが、妻は民間の会社で働いています。申請できますか？

A：(H28.4.1～H30.3.31)持分が1/2以上あり、その他の条件を満たしていれば、奥様が申請人となって、申請することが可能です。

A：(H30.4.1以降)①新上五島町の職員以外の公務員であれば、持分が1/2以上あり、その他の条件を満たしていれば、どちらかが申請人となって、申請することが可能です。
②申請者又は配偶者のいずれかが新上五島町の職員(公務員)の場合は申請することができません。

Q39：補助金の交付を受けた日以降、要綱の補助要件を満たさなくなった場合、補助金の交付決定の全部を取り消されますか。

A：補助金の交付を受けた日以降の、返納の取り扱いは下記のとおりです。

例①：10年経過前に、転居又は転出 → 原則、全額返納

例②：10年以上経過後、転居又は転出 → 返納なし

例③：10年以上経過後、新上五島町の職員(公務員)になる場合 → 返納なし
